

2010年12月13日

社会保険診療報酬支払基金栃木支部御中
栃木県国民健康保険団体連合会御中

栃木県保険医協会
会長 戸村 光宏

審査に関する要望書

貴会におかれましては、審査業務に日夜ご尽力されていることに敬意を表します。

さて、協会は9月末に審査に関するアンケートを実施し、会員の審査への満足度や審査機関への要望を集約しました。結果は別紙の通りです。

今回のアンケート結果と日頃協会に寄せられる審査の相談内容に基づき、下記の点につきまして、改善されますよう要望いたします。

記

1. 検査や投薬等の請求内容に対応する病名がレセプトに記載されていない場合（傷病名の記載漏れと判断される場合）は、減点ではなく照会・返戻により処理してください。
保険者から「傷病名記載漏れ」を理由とした再審査請求が行われた場合も同様の取扱いとしてください。
2. 薬剤は必ずしも適応症の記載がなくても、薬効を重視して審査してください。
3. 減点通知書には減点事由の記号だけでなく、具体的な減点理由を記載してください。
減点理由が不明なままだと、医療機関ではその後の診療に支障を来します。
4. 医療機関から問い合わせがあった場合、懇切丁寧に対応して下さい。減点理由の照会があった場合は、必ず担当した審査委員に確認の上、医療機関に速やかに連絡してください。
5. 医療機関は患者の受診時に保険証を確認し、それに基づきレセプト請求を行っています。資格喪失は返戻ではなく、審査機関と保険者の責任で処理してください。
やむなく医療機関へ返戻を申し出る場合は、必ず文書により院長の同意を得てください。
6. 支払基金と国保連合会の審査基準を統一してください。
7. 診療報酬点数表や関係法令以外の審査基準（内規）はすべて公開してください。